

特別養護老人ホームびざん『 介護職員等特定処遇改善加算 』の取り組み

『 介護職員等特定処遇改善加算 』とは

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

『 特定処遇改善加算の取得要件 』

- ・処遇改善加算の、加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得していること。
- ・処遇改善加算の職場環境等要件の中で、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の各区分について、1つ以上の取り組みを行っていること。
- ・処遇改善の取り組みについて、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」やホームページへの掲載を通じて、「見える化」を行っていること。

『 見える化要件とは 』

具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること、当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

『 職場環境要件の提示について 』

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

① 資質の向上

- ・介護福祉士資格取得のための受験料、喀痰吸引研修等の費用、また職員が自発的に研修を受けるための費用等の補助を付与して、職員の職務能力の向上と自己啓発の促進を図っています。

② 労働環境・処遇の改善

- ・育児、介護休業等に関する規則を制定して、育児のために休業することを希望する職員や子の看護休暇の取得支援、要介護状態にある家族を介護する職員の介護休暇等を取得しやすい環境を整えています。

- ・毎朝のミーティングや各部署での会議を通じて情報共有を図っています。
- ・事故防止委員会他、各種委員会の運営やマニュアルの作成を実施しています。

③ その他

- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としての意識向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減、有給休暇取得推進を積極的に行ってています。